

(目的)

第1条

障害者総合支援法における相談支援および障害福祉サービスならびに児童福祉法における通所支援等（以下、「障害福祉サービス等」という。）にかかる人材の育成および資質の向上を図るため、福井県自立支援協議会（以下「協議会」という）に人材育成部会（以下「部会」という）を設置し、県の実施する各研修のあり方や県の人材育成体制等について検討する。

(協議内容)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について協議または検討を行う。

- (1) 障害福祉サービス等にかかる人材像について
- (2) 各研修間の連動と、県と各圏域の自立支援協議会が人材育成に関して取り組むべき点や役割について
- (3) 県が開催する以下の研修における企画、運営、評価について
 - ① 相談支援従事者研修（初任者、現任、主任、専門コース別）
 - ② サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎、実践、更新、専門コース別）
 - ③ 強度行動障害支援者養成研修
 - ④ 障害支援区分認定調査員研修
 - ⑤ その他必要な研修
- (4) 各圏域等協議会における人材育成に関する情報交換
- (5) その他、必要な事項

(部会員)

第3条

人材育成部会は次の者で構成する。

- ① 学識経験者
 - ② 各地域自立支援協議会の代表者
 - ③ 相談支援専門員研修企画代表者
 - ④ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修企画代表者
 - ⑤ 強度行動障害支援者養成研修企画代表者
 - ⑥ 障害支援区分認定調査員研修企画代表者
 - ⑦ その他必要と認める者
- ③～⑥は、全国レベルの指導者研修を修了した者から選任する。

(協議会への報告)

第6条 部会の検討事項等は協議会へ報告する。

2 協議会での報告は県障がい福祉課が行う。

(ワーキングチームの設置)

第7条 部会で必要と認める場合には部会にワーキングチームを設置することができる。

2 ワーキングチームの代表者は、研修の実施内容、その効果等について部会で報告する。